

「利根保健医療圏で協議している医療について」（情報提供）

〔埼玉県の取り組み〕

1 新救急医療情報システムの運用 平成26年4月1日～

救急医療情報システムは、医療機関や消防機関が応需情報や搬送実績を入力し、相互に情報共有・提供することにより、円滑な救急搬送を図ることを目的としたシステムで、これまで紙に印刷して利用していました。

平成26年4月からは、システムを機能強化し、救急隊へタブレット型情報端末の導入や、症状に応じた医療機関検索機能の追加、患者搬送情報や医療機関の空床情報を現場で確認し入力することによる最新医療機関情報の共有化により運用しています。

2 搬送困難事案受入医療機関支援事業（6号基準） 平成27年1月1日～

長時間搬送先が決まらない救急患者を一定の条件下で必ず受け入れることに合意した医療機関に対し、空床確保費用等の必要な資金援助を行うことで、搬送困難事案の解消を図るものです。

平成27年10月1日現在、協定を締結した久喜総合病院を含む9医療機関では、消防機関が緊急又は重症疑いと判断した患者に対し、2以上の医療機関に対して照会しても受入に至らない場合の傷病者や、搬送先医療機関の選定を開始してから30分以上を経過しても受入に至らない場合の傷病者などを必ず受け入れることとしております。

実施時期	医療機関
平成27年1月	三愛病院（さいたま市）、久喜総合病院（久喜市） 埼玉医科大学病院（毛呂山町）、戸田中央総合病院（戸田市）
平成27年7月	自治医科大学附属さいたま医療センター（さいたま市） 上尾中央総合病院（上尾市）
平成27年8月	埼玉石心会病院（狭山市） イムス富士見総合病院（富士見市）
平成27年10月	秀和総合病院（春日部市）

3 搬送調整体制強化事業（専任医師） 平成27年1月1日～

救急隊が搬送先の選定に苦慮する場合、県と医療機関との委託契約により選任された専任医師が、消防機関からの調整依頼に対して、助言、他の医療機関との調整又は自ら受入れを行うものです。

消防が、かかりつけ医療機関、輪番病院、6号基準対象医療機関、救命救急センターなど9以上の医療機関に照会しても受入れに至らない場合の傷病者を埼玉医科大学総合医療センター（川越市）が受け入れるものです。

4 埼玉県の救急電話相談 #7000 #8000 (パンフレット参照)

休診日や休診時間帯の突然のけがや体調の変化に不安が募るものであり、そのような時、家庭での対処方法や、すぐに受診すべきかを看護師の相談員に相談できます。(年末年始も対応)



〔(久喜市を含む) 利根保健医療圏域内 7市2町の取り組み〕

1 地域医療ネットワークシステム「とねっと」 平成24年7月~

「とねっと」は、市民の皆さんの診療情報や、かかりつけ医、緊急連絡先、アレルギー等の情報をシステム参加医療機関の間で共有するシステムです。

医師や看護師が不足する中では、情報共有するお医者さん同士の役割分担と連携が欠かせません。このため、利根保健医療圏では、地域医療ネットワークシステム「とねっと」による医療連携を行っており、救急搬送の現場でも活用されています。

市では、食物アレルギー等のあるお子様にとって、緊急時の対応に大変有用であることから、市内の小中学校の全生徒に「とねっと」加入の案内を配布するなど、啓発活動に努めています。



〔(久喜市を含む) 東部北地区 6市2町の取り組み〕

1 救急医療普及啓発パンフレット作成 平成27年1月

救急医療の仕組みについて市民の皆さんに正しく理解していただくため、久喜市を含む埼玉県東部北地区第二次救急医療圏の6市2町(久喜市、加須市、羽生市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町)では、「みんなで守ろう! 考えよう! 救急医療」パンフレットを作成し、平成27年1月に全戸配布しました。

2 病院群輪番制病院等運営費補助金の増額 平成27年4月1日~

救急車により直接搬送されてくる、又はかかりつけの診療所など初期救急医療機関から転送されてくる重症救急患者に対応するための医療機関を整備している制度です。

東部北地区では二次救急医療体制として、成人は9医療機関、小児は2医療機関が、輪番病院として救急搬送者を受入れてますが、昨年度まで輪番1回当たり71,040円を平成27年度からは8,960円増額し、80,000円と致しました。

3 久喜市の取り組み

本市においても救急医療の仕組みや適正な利用の仕方、電話相談などを市ホームページや広報くき11月1日号に掲載するなど周知に努めています。